

議案第69号

大阪市印鑑条例の一部を改正する条例案

大阪市印鑑条例（昭和49年大阪市条例第82号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、民間通信端末機器を使用して申請する際に提示することができる個人番号カードは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。<u>以下「公的個人認証法」という。</u>）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。</p> <p><u>3 民間通信端末機器を使用して行う第1項の規定による申請については、公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（当該申請を行う者が発行を受けている公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている同項に規定する電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。）を区長に対して提示することをもって、第1項の規定による個人番号カードの提示に代えることができる。</u></p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第14条 [同左]</p> <p>2 前項の場合において、民間通信端末機器を使用して申請する際に提示することができる個人番号カードは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。</p> <p>[新設]</p>

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

令和5年2月22日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、利用者証明用電子証明書が記録されている移動端末設備を提示する方法により印鑑登録証明書の交付を申請することができることとするとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。